

【重要】県外移動に伴う健康観察期間の短縮について

学生の皆さんへ

国において、新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者の自宅待機期間と無症状患者の療養期間が、それぞれ 10 日間から 7 日間に短縮されたことを受け、本学の県外移動に伴う健康観察期間も 7 日間に短縮し、下記のとおり「新型コロナウイルス感染症に対する本学の基本方針」の「4 県外への移動について」を改定しましたので、お知らせします。

なお、県外移動の際のルールについては、必ず遵守してください。

【改正前】

帰県後 10 日間を健康観察期間とし、対面授業への出席はできないこととする(欠席扱い)こと。

【改正後】

帰県翌日から7日間を健康観察期間とし、対面授業への出席はできないこととする(欠席扱い)こと。なお、健康観察期間終了後も 10 日間を経過するまでは、検温などを行い、健康状態に留意すること。

令和4年2月3日 危機管理委員会